

京都大学における安全保障輸出管理に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(4) }</p> <p>(5) 「居住者」とは、外為法第6条第1項第5号に定めるものをいう。</p> <p>(6) 「非居住者」とは、外為法第6条第1項第6号に定めるものをいう。</p> <p>(7) 「特定類型該当者」とは、次のアからウまでに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。</p> <p>ア 外国(外為法第6条第1項第2号に定めるものをいう。以下同じ。)の法令に基づき設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し、及び当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服し、又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(次に掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア) 当該者が本邦(外為法第6条第1項第1号に定めるものをいう。以下同じ。)の法人(以下この号において「本邦法人」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し、及び当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服し、又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合</p> <p>(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し、及び当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服し、又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し、</p>

改正前	改正後
<p>(5) 「技術の提供」とは、外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者(外為法第6条第1項第6号に定める非居住者をいう。)への技術の提供若しくは非居住者へ再提供されることが明らかな居住者(同項第5号に定める居住者をいう。)への技術の提供をいう。</p> <p>(6)～(13) (略)</p> <p>(中 略) (安全保障輸出管理統括責任者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 統括責任者は、この規程の改廃案の作成並びに運用手続の制定及び改廃のほか、この規程に定める業務を行う。</p> <p>(中 略) (安全保障輸出管理監査責任者)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 監査責任者は、統括責任者の指示に基づき、<u>第21条</u>に定める監査に関し統括する。</p> <p>(中 略) (安全保障輸出管理監査実施者)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 監査実施者は、監査責任者の指示に基づき、<u>第21条</u>に定める監査を実施する。</p> <p>(中 略) (指導)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(違反等の報告)</p> <p><u>第20条～第23条</u> (略)</p>	<p><u>及び当該契約に基づき当該グループ外国人等</u>の指揮命令に服し、又は当該グループ外国人等に対して善管注意義務を負う場合</p> <p><u>イ 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益</u> (金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者</p> <p><u>ウ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者</u></p> <p>(8) 「技術の提供」とは、外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供、非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供をいう。</p> <p>(9)～(16) (同 左)</p> <p>(17) 「子会社」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に定めるものをいう。</p> <p>(安全保障輸出管理統括責任者)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 統括責任者は、この規程の改廃案の作成、<u>運用手続の制定及び改廃並びに特定類型該当者の把握</u>のほか、この規程に定める業務を行う。</p> <p>(安全保障輸出管理監査責任者)</p> <p>第9条 (同 左)</p> <p>2 監査責任者は、統括責任者の指示に基づき、<u>第22条</u>に定める監査に関し統括する。</p> <p>(安全保障輸出管理監査実施者)</p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>2 監査実施者は、監査責任者の指示に基づき、<u>第22条</u>に定める監査を実施する。</p> <p>(教職員等への指導)</p> <p>第18条 (同 左)</p> <p>(子会社への指導等)</p> <p><u>第20条</u> 統括責任者は、本学のリスト規制技術又はリスト規制貨物の取引に係る業務に関わる本学の子会社に対し、当該業務を適正に実施させるため、別に定めるところにより、当該子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認を定期的に行うものとする。</p> <p>(違反等の報告)</p> <p><u>第21条～第24条</u> (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和4年5月1日から施行する。</p>